



2026年8月10日

各 位

会 社 名 協 立 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 西 信之
(コード：6874 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 平井 伸太郎
電 話 0 5 4 - 2 8 8 - 8 8 9 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2026年9月25日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営において、より柔軟かつ機動的な体制構築を目的として、現行定款第15条（招集権者及び議長）及び第25条（取締役会の招集権者及び議長）の変更を行うとともに、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い、他の取締役がこれに当る。	(株主総会の招集権者及び議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって <u>取締役会長または取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2 <u>取締役会長及び</u> 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い、他の取締役がこれに当る。
(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い他の取締役がこれに当る。	(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長または</u> 取締役社長が招集し、議長となる。 <u>取締役会長及び</u> 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い、 <u>他の</u> 取締役がこれに当る。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年9月25日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年9月25日（予定）

以上